

会 議 録

会議名 (審議会等名)		第 1 8 1 回相模原市建築審査会				
事務局 (担当課)		建築・住まい政策課 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 8 2 5 3 (直通)				
開催日時		令和 3 年 5 月 2 1 日 (金) 1 4 時 0 0 分 ~ 1 5 時 0 0 分				
開催場所		大野南公民館 大会議室 1				
出席者	委員	4 人 (別紙のとおり)				
	その他	0 人				
	事務局	8 人 (まちづくり推進部長、建築・住まい政策課長、建築審査課長、他 5 人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	0 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
議 題		1 会長選出 2 会長職務代理者選出 3 会議録署名委員指名 4 建築基準法の規定による許可に係る包括同意基準に基づく報告(6件) 5 議案第1号 建築基準法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定による許可基準の見直しに係る検討について(継続)				

議 事 の 要 旨

1 会長選出

出席委員の数が定足数に達していることを確認し、委員の互選により、野澤委員を会長に選出した。

2 会長職務代理者選出

委員の互選により、梅澤委員を会長職務代理者に選出した。

3 会議録署名委員指名

会議録署名委員として、徳久委員を指名した。

4 建築基準法の規定による許可に係る包括同意基準に基づく報告（6件）

包括同意基準に基づく報告について、事務局より説明を行った。質疑等はなし。

5 議案第1号 建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可基準の見直しに係る検討について（継続）

建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可基準の見直しに係る検討について事務局から説明を行った後、質疑応答を行い、挙手総員により市の方針案が承認された。

（梅澤委員）基準時という言葉が出てきたが、平成11年5月と規定されているとあり、それ以外については書いていないが、同じ基準時ということによいのか。

（事務局）資料に記載している基準時について、比較した特定行政庁の基準に基準時の規定があるものはすべて同じ平成11年5月1日となっている。

（梅澤委員）平成11年5月1日とは、何があったのか。

（事務局）平成11年5月1日とは、許可制度創設の法改正の施行日である。それ以前は、接道規定の適用除外は現行のような許可制ではなく、建築主事の判断により運用されていた。

（梅澤委員）許可基準上における基準日が平成11年5月1日ととらえてよいのか。

（事務局）そのとおり。

（梅澤委員）例えば、基準法全体で見ると、基準時は法令の適用を受けた時点ということで色々出てくると思うが、43条の許可基準についてはすべて平成11年5月1日が基準時ということによろしいか。

（事務局）今回比較した許可基準の事例において、基準時について規定している場合はすべて平成11年5月1日となっていた。なお、本市でも許可制度が適用された時点は同じであるが、接道の義務が適用された時点については、本市の場合地域によって異なり、一番早い地域で昭和25年、一番最後に適用された地域で平成7年となっている。

(黒川委員) 接道長さが2メートルない場合について、資料の13ページで許可の対象とはしないとあるが、15ページでは新築も対象となるよう規定を改めるとあるのはどういう意味か。

(事務局) まず、13ページの許可の対象としないとあることについて、本市で許可の対象としているのは既存建築物が既存不適格建築物等である場合で、この場合の建替えについては引き続き認めるが、過去の確認申請で2メートルで申請していたのに建替え時に何らかの理由で2メートルに満たなくなってしまった場合については、自助努力による確保を指導することとし、許可の対象とはしないものと考えている。

次に15ページの新築も対象となるよう規定を改めるという点について、現行では既存建築物の建替えについては、申請時点で現に敷地にその建築物が存する場合で、その建築物を除却し新たに建築する場合のみ対象としているが、今後は申請時点で更地となっている場合であっても、従前接道について既存不適格である場合や、接道規定を満たさない敷地で適法な手続きを経て建築された経過が確認できる場合には、その土地での新築を認めることとするものである。

(野澤会長)

あくまで、残っていれば許可対象となったもので、申請時点で既に除却していても認めるということで、なんでも新築を認めるということではないということでしょうか。

(事務局) そのとおり。

(野澤会長) 今までの意見をうかがっていると、特に事務局の提案した市の方針案に異論はないように思う。裁決を採るので賛成の委員は挙手を願いたい。

- 挙手総員 -

(野澤会長) 挙手総員であるので、建築審査会として市の方針案を認めることとする。

答申書の記載については会長一任でよろしいか。

(各委員) 異議なし。

以上について、相違ないことを確認する。

令和3年6月14日

会 長 野 澤 康 (自署)

署名委員 徳 久 京 子 (自署)

相模原市建築審査会委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	徳久 京子	法律（弁護士）		出席
2	梅澤 忠雄	建築（建築士）	職務代理	出席
3	野澤 康	都市計画（大学教授）	会 長	出席
4	大森 由紀	公衆衛生（大学助教）		欠席
5	黒川 光訓	行政（神奈川県建築指導課長）		出席